

●前頭側頭葉変性症つくしの会 会則

第1条(名称・事務所)

本会は『前頭側頭葉変性症つくしの会』と称し、事務所を会長宅に置く

第2条(目的)

前頭側頭葉変性症の介護者が集い、語り合って交流を深め、病気の正しい知識や情報を共有し、一人で悩みを抱え込むことなく前向きに生活できるようにすること、また医療や介護の向上および福祉の充実を図るため社会に働きかけることを目的とする

第3条(活動)

第2条の目的を遂行するため、次の活動を行う

- 1) 定例会や交流会などの開催
- 2) 介護体験発表会などの開催
- 3) ホームページやチラシなどによる広報活動
- 4) 前頭側頭葉変性症に関する医療、福祉、社会制度などの相談対応
- 5) 外部団体主催の講演会や研修会などへの参加
- 6) その他、会の目的達成に必要な活動

第4条(会員)

本会は家族会員と一般会員で構成する

- 1) 家族会員は前頭側頭葉変性症の介護者および家族
- 2) 一般会員は本会の活動に賛同する人

第5条(会費)

- 1) 会費は年間 2,000 円とし、家族会員、一般会員とも同額とする
なお 10 月からの入会は 1,000 円とし、2 月～3 月の入会は無料とする
- 2) 年会費は毎年3月末日までに納入し、納入済の会費は返金しない
- 3) 会費に関わる変更は総会で決定する

第6条(入会・退会)

- 1) 入会は所定の入会申込書と会費を提出、納入し、会員になることができる
なお再入会の場合は会長の承認を必要とする
- 2) 退会は会長に書面またはメール(ライン含む)を届け出ること、いつでも退会できる
- 3) 会費を5月末日までに納入されない場合は、退会したものとする

第7条(役員)

本会は会長(1名)、副会長(1名)、役員(若干名)、会計(1名)、会計監査(若干名)、相談役(若干名)を置く

- 1) 役員の任期は1年とし、再任を妨げない
- 2) 役員は会員の中から選出し、総会で承認を得る
- 3) 役員は役職を兼務できる
- 4) 相談役は会長が委嘱した人が就任する

第8条(役員会)

- 1) 本会の運営に必要な事項は、役員会を定期的で開催して決定する
- 2) 総会で審議する議案は役員会で決める

第9条(役員の任務)

- 1) 会長は、会を代表し、役員会および総会の議長を務め、会の業務を統括執行する
- 2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときその業務を代行する

- 3) 役員は、役員会に出席し、本会の目的達成のために必要な業務を分担する
- 4) 会計は会費を徴収し、総会で会計報告を行い、承認を得る
- 5) 会計監査は会計以外の会員(役員含む)が担い、会の会計を監査し、結果を総会に報告する
- 6) 相談役は会長の要請があった時、役員会に出席して助言を行う

第10条(総会)

総会は年1回、会長が招集して開催し、会の活動報告、決算書、次期活動計画を審議する

- 1) 総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、議決は過半数をもって行い、可否が同数の場合は議長が決定する
- 2) 臨時総会は3分の1以上の会員が請求した場合、会長は速やかに招集しなければならない
- 3) 会則の変更は総会の承認を必要とする
なお必要に応じて改訂案を先行して運用する場合は、役員会の承認を得る

第11条(会計年度)

本会の会計年度は4月1日から翌年3月31日とする

第12条(附則)

会の運営に必要な規則は、別に定めることができる

第13条

本会は平成28年4月1日に発足し、発足日より本会則を施行する

この会則は、平成28年9月12日に改訂し、同年10月1日から施行する

この会則は、平成29年1月6日に改訂し、同日から施行する

この会則は、平成29年3月2日に改訂し、同日から施行する

この会則は、令和3年3月5日に改訂し、同年4月1日から施行する

この会則は、令和5年5月11日に改訂し、同日から施行する